

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、グループ共通の経営理念として「人々に安全を」「社会に価値を」「企業をとりまく人々に幸福を」を掲げ、防災事業を核とする企業活動を通して、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指した経営を展開しています。その実現のためには、健全で透明性の高いコーポレート・ガバナンスの充実が不可欠であるとの認識の下、コーポレートガバナンス・コードの各原則を尊重することを基本の方針に置き、株主の皆様を始めとするステークホルダーとの間に良好かつ信頼ある関係を構築することが、経営上の重要課題の一つであると考えています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

(補充原則1 - 2 - 議決権電子行使プラットフォームの利用)

当社は、現状、機関投資家や海外投資家の比率が低いと判断し、議決権電子行使プラットフォームの利用については対応していません。今後、機関投資家や海外投資家の比率が一定水準まで増加した場合には、対応につき検討を行います。

招集通知の英訳については、2019年6月の定時株主総会より実施しています。

(補充原則4 - 1 - 後継者計画)

代表取締役等の後継者計画については、2018年10月に設置した指名報酬委員会において議論していきます。

(原則4 - 11 - 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)

当社は、取締役会の役割・責務を実効的に果たすため、知識・経験・能力のバランスや、多様性と適正規模の両面に配慮して、取締役会を構成しています。

具体的には、社外取締役は、企業経営者・有識者などを、経験・見識・専門性を考慮したうえで2名以上選定しており、取締役会における監督的立場を担っています。

社内取締役については、組織を牽引するリーダーシップ、経営視点で会社全体を見渡すことのできる能力等を考慮するとともに、当社の企業運営を構成する各業務執行部門における専門的な能力を有する人材を適切なバランスで選任する等、総合的な観点から人材の選定を行っています。

過去には女性が取締役に選任されたこともあり、今後も資質を満たす者は、取締役として登用していく方針です。

なお、2019年6月の定時株主総会より、安達 美奈子氏が監査役に選任されています。

海外担当取締役は海外経験の豊富な海外子会社社長経験者が務めており、また現地採用された者が当社執行役員及び海外子会社取締役を兼任しています。

また、監査役には、財務・会計に関する十分な知見を有している者を1名以上選任しています。

取締役の人数は、上記を総合的に勘案して社内取締役・社外取締役を併せて20名以内としています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

(原則1 - 4 政策保有株式)

当社は、取引関係を維持、強化する目的で取引先の株式を政策的に保有することがあります。

政策保有は経営・営業戦略上の有効な選択肢と考えていますが、行き過ぎた保有は財務リスクに繋がる恐れがあるため、保有開始時の決裁基準及び売却検討基準を定めて、保有をコントロールしています。

具体的には、保有目的や取得価額に合理性があること 安全性に問題が無いこと 取得価額の総額が原則として連結総資産の5%を超えないことを保有開始の条件としています。

また、保有開始後においても、年1回、各銘柄について取得価額、評価差額、年間受取配当額、保有目的、取引の経済合理性、安全性に問題が無いかなどを取締役に報告し、保有継続の可否について検証しています。その結果、上記 に抵触すると判断した場合は売却を検討しています。

なお、2019年度3月末の政策保有株式の取得価額総額は連結総資産の3.7%となっています。

政策保有株式の議決権に関しては、保有先会社のコーポレート・ガバナンスや企業価値の向上に資する提案であるかどうか、また当社への影響等を総合的に判断して行使しています。

(原則1 - 7 関連当事者間の取引)

当社は、取締役との取引を行うに際しては、当社や株主共同の利益を害することのないよう慎重に検討し、取締役会決議を経ることとしています。

主要株主等との取引については、担当取締役が市場実勢等を勘案して個別に妥当性を確認しているほか、社内規程(取締役会規則及び稟議取扱基準)に基づいた承認手続を実施しています。また、年1回の取締役会への報告を義務付け、承認された主要株主との取引内容を事後的に検証しています。

(原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は、信託銀行や生命保険会社に年金の運用を委託しています。

運用については、専門的知識・能力を有する人事担当者が管理するとともに、財務・経理・人事等の社内各部門のエキスパートで組織する年金

検討委員会において検証しています。

(原則3-1-() 経営理念・経営戦略・経営計画 原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表)

■ 経営理念

当社は、グループ共通の経営理念として「人々に安全を」「社会に価値を」「企業をとりまく人々に幸福を」を掲げています。

(URL: <https://www.hochiki.co.jp/ir/policy/>)

■ 経営戦略・経営計画

当社は、中期経営計画「VISION 2020 New Stage」を策定、推進しています。その概要は以下のとおりです。

同計画では、中期グループビジョンとして「安全・安心を追求するグローバルブランドの確立」を掲げ、これまで進めてきたグローバル化を加速していきます。

そして、2020年度以降を見据えて、不透明な経営環境にあっても持続的成長を実現するため、各事業分野における選択と集中を通じて事業ポートフォリオを最適化し、企業価値の最大化を目指してまいります。

併せて、モノづくり力、人材、資本・財務といった経営基盤を強化した上で、次の成長戦略を推進します。

まずは、中核を成す国内事業の収益基盤を、エンジニアリング機能に重点を置いて継続して強化し、その上で、戦略商品の投入を通じた新市場開拓を着実に実行することで海外事業を飛躍的に拡大させ、グループ全体の成長を目指してまいります。

そして、2020年度以降の持続的な成長を見据えて、新たな付加価値商品開発の検討を開始します。これによって将来的な成長を創出することを目指しています。

また、経営基盤強化や更なる成長を実現するため、事業ポートフォリオに連動した効率的な投資を進めます。

最終年度である2020年度の定量目標(連結)は、売上高:884億円 営業利益:77億円としており、収益率目標として、売上高営業利益率を8.7%と設定しています。ただし、国内火報・消火市場の需要減は想定通りであるが水準が不透明であること、戸建て市場は住警器交換需要が立ち上がり先行き不透明であること、海外で戦略商品投入とコンサルティング営業浸透の遅延によるギャップが発生していること、部品調達環境が厳しさを増しており製造原価上昇傾向が継続する見通しであること等を踏まえ、この先、目標数値を見直す方針です。

また、資本効率目標としてはROE10%以上、株主資本配当率2%以上を、目指してまいります。

なお、同計画は2019年5月30日付の決算説明会資料の中でも説明しております。

(URL: <https://www.hochiki.co.jp/news/>)

(原則3-1-() コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

本書の冒頭「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(原則3-1-() 取締役報酬を決定するに当たっての方針と手続)

■ 基本方針

当社の取締役報酬制度は、本報告書の冒頭に記載した経営理念を実現するために、以下を基本方針としています。

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するものであること

取締役にとって会社業績の目標達成を動機づける業績連動性の高い報酬制度であること

株主との利害共有や株主視点での経営意識を高めるものであること

報酬の決定プロセスは客観的で透明性の高いものであること

■ 報酬水準の考え方

取締役の報酬水準については、外部の調査機関による役員報酬に関するデータベース等を参考に、当社の経営環境や各取締役の職責等を考慮した水準としております。

■ 報酬構成

取締役の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能することを意識し、固定報酬としての「基本報酬」と変動報酬としての「賞与」及び「株式報酬」で構成します。

「基本報酬」と「賞与」については、年間報酬枠(使用人給与を含まず年額550百万円以内、うち社外取締役分50百万円以内)において、各取締役の職責及び前年度の会社業績等に基づいて配分支給しております。

「株式報酬」については「基本報酬」の15%～30%程度を標準とし、業績連動報酬部分(50%)と非業績連動部分(50%)に分類します。

業績連動報酬部分については、会社業績の達成度等に応じて0%～200%の範囲内で変動し、非業績連動部分については、各取締役の職責等に応じて累積支給するものとします。

また、中長期の業績を反映させる観点及び株主視点での経営意識を高める観点から、取締役への株式報酬の支給時期については退任後としております。なお、取締役の在任期間中において会社に損害が及ぶような重大な不適切行為があったと判断される場合には、株式報酬の支給を制限することがあります。

■ ガバナンス

当社は、取締役の報酬の妥当性や透明性を高めるために、取締役会の諮問機関として、社外役員が過半数を占める任意の指名報酬委員会を設置し、取締役の報酬制度、算定方法等について、審議・答申を行っています。

また、社外からの客観的視点及び役員報酬制度に関する専門的知見を導入するため、外部の報酬コンサルタントを起用し、その支援を受け、外部データ、経済環境、業界動向及び経営状況等を考慮し、報酬水準及び報酬制度等について検討することとしています。

(原則3-1-()・() 取締役・監査役候補の指名と経営陣幹部の指名を行うに当たっての方針と手続)

() について

取締役候補者については、組織を牽引するリーダーシップ、経営視点で会社全体を見渡すことのできる能力等を考慮し、総合的な観点から人材を選定しています。

監査役候補者については、各専門分野、企業経営、当社事業活動それぞれに関する経験や知識等を総合的に考慮し、監査役会の同意を得て人材を選定しています。

経営陣幹部が上記方針に適合していないと判断した場合は、解任を検討します。

また、当社は、社外役員が過半数を占める任意の指名報酬委員会で、取締役・監査役候補者の指名及び経営陣幹部の選解任について審議を行い、必要に応じて取締役会に答申を行っています。

() について

当社は、定時株主総会参考書類において、全ての取締役・監査役候補者について選任理由の開示を行っています。

(URL: <https://www.hochiki.co.jp/ir/stock/soukai/>)

(補充原則3 - 1 - 英語での情報開示・提供)

当社は、当社ホームページにおいて決算説明会資料の英訳版を公表しています。

また、招集通知の英訳版についても、2019年6月の定時株主総会より公表しています。(https://www.hochiki.co.jp/ir/stock/soukai/)

(原則4 - 1 - 経営陣に対する委任の範囲)

当社は、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能の分離を志向し、業務執行の機動性を高め、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できるようにするため、委任型執行役員制度を導入しています。現在、取締役会長を除く社内取締役を役付執行役員として選定しているほか、取締役の地位にない執行役員を複数名選定しています。

また、取締役会規則により取締役会の決議事項を明確に定め、決議事項に該当しない事項については、各種規程に則り、各執行役員に委任する範囲を明確にしています。

(原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社は、会社法が定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に従い、独立社外取締役を選任しています。

(原則4 - 10 任意の仕組みの活用)

当社は、代表取締役2名、独立社外取締役2名、社外監査役1名で構成する任意の指名報酬委員会を設置しており、以下の事項について議論の上、必要に応じて取締役会に答申を行っています。

1. 指名に関する事項

取締役・監査役候補者に求められる要件・資質の見直し

後継者計画

取締役・監査役候補者の指名

経営陣幹部の選解任

2. 報酬に関する事項

取締役・監査役の報酬制度・水準の見直し

取締役の報酬

3. その他、指名報酬委員会において議論が必要と判断した事項

(原則4 - 11 - 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)

について

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めることとしています。取締役・監査役の兼職状況については、株主総会招集通知の事業報告で開示しています。

また、当社は、社外監査役の内1名は常勤監査役としています。

について

当社は、前事業年度の終了後に各取締役・各監査役にアンケートを実施し、アンケート結果を踏まえ分析・評価を行いました。

結果については、独立社外取締役と常勤監査役による分析・評価を経て、担当取締役において改善策を立案し、取締役会で議論しました。その結果、課題はあるものの取締役会の実効性は全体として確保されているとの判断に至りました。概要は以下のとおりです。挙げられた課題については、対応を検討していきます。

・取締役会の役割・責務関連については概ね肯定的な評価でしたが、「経営戦略の議論の充実」についてはやや評価を下げました。

・「取締役の員数・多様性」については、前回から目立った評価の改善は見られないものの、委任型執行役員制度の導入により方向性が示された点は評価できるとの意見がありました。

・「資料配布の早期化」については、実務的に可能であれば更に対応してほしいとの意見がありました。

・「訓練の機会の提供」については、前回から概ね改善しましたが、継続的な受講機会を要望する意見もありました。

(補充原則4 - 14 - 取締役・監査役のトレーニング)

当社は、社内取締役に対し、就任に際しての社外研修の受講を義務付けている他、就任後においても社外研修のプログラムを提供しており、取締役に求められる役割と責務について理解する機会を設けています。

また、社外監査役のうち1名が常勤しており、各部所への往査や社内の重要会議への出席等を通じて会社の事業・組織等に関する現況を把握しています。常勤監査役(常勤社外監査役を含む)は業界団体等のセミナーや情報交換会に適宜参加し、監査に必要な知識・情報の取得ができる体制としています。

更に、社外取締役・社外監査役に対しては、当社の工場等の拠点を視察し、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得する機会を設けています。

(原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、株主との対話全般について、IR担当取締役が統括しています。

経営企画室IR担当は、投資家からの電話取材や個別ミーティングの要請に対し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上という目的のために合理的な範囲内で積極的に対応するとともに、必要に応じて総務、財務、経理、法務部門等との協働体制を持ってこれに当たります。

個別面談以外では投資家を対象とした決算説明会の充実を図るとともに出席者アンケートを収集し、株主との対話を重視したIR活動に努めています。

様々な対話において把握された株主の意見・懸念については、必要に応じ、経営陣幹部に報告しています。

また、社内規程として「内部情報管理及び内部者取引管理規程」を定めるとともに、対話に際してインサイダー情報を漏洩することが無いよう十分な注意を払い情報管理を徹底しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
総合警備保障株式会社	4,380,000	17.42
東京海上日動火災保険株式会社	2,359,306	9.38
三和ホールディングス株式会社	2,274,000	9.04
トーア再保険株式会社	850,446	3.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	746,700	2.97
ホーチキ従業員持株会	713,553	2.83
三菱UFJ信託銀行株式会社	612,500	2.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	553,900	2.20
エア・ウォーター株式会社	500,000	1.98
三井住友海上火災保険株式会社	493,000	1.96

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
植村 裕之	他の会社の出身者											○
野口 知充	他の会社の出身者								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
植村 裕之	○	植村裕之氏は、三井住友海上火災保険株式会社の名譽顧問及び大正製薬ホールディングス株式会社の社外取締役であり、当社は両社との間には重要な取引関係はありません。	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、その専門的見地から、社外取締役として他の取締役から独立した客観的視点で、当社経営に対する助言及び監督を期待し、独立役員に選任しております。
野口 知充	○	野口知充氏は、トーア再保険株式会社の取締役社長であり、当社は同社との間には重要な取引関係はありません。	経営者としての豊富な経験と幅広い見識に加え、経理及び財務分野に精通しており、その専門的見地から、社外取締役として他の取締役から独立した客観的視点で、当社経営に対する助言及び監督を期待し、独立役員に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、内部監査室による監査結果については、適宜、取締役と監査役に報告がなされております。
 監査役は、内部監査室はじめ内部統制部門との定例ミーティングや内部監査室による監査への立会等を行い、監査の実効性を高めております。

また、監査役は、毎年会計監査人より提出される「年間監査計画」に基づき、監査重点項目、業務執行メンバー、監査日程、監査内容の概要について説明を受け、必要に応じて会計監査人の往査に立ち会うとともに、会計監査人に対して監査の実施経過について適宜報告を求めるなど、会計監査人の職務執行状況を確認しつつ相互に連携を図っております。

なお、社外取締役または社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係につきましては、取締役会、監査役会等において、適宜報告及び意見交換がなされております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中村 匡秀	他の会社の出身者													
田中 誠	他の会社の出身者													○

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中村 匡秀		中村匡秀氏は、三菱UFJ信託銀行株式会社出身であり、当社は同社との間に証券代行及び年金関連業務の取引関係があります。	金融機関における長年の経験と豊富な知識を有し、その専門的見地から、当社経営に対する助言及び監督を期待し、社外監査役に選任しております。

田中 誠	○	田中誠氏は、タクス税理士法人及び翠星監査法人の代表社員ならびに群馬銀行の社外監査役であり、当社は各社との間には重要な取引関係はありません。	公認会計士及び税理士としての豊富な経験と幅広い見識に加え、経理及び財務分野に精通しており、その専門的見地から、当社経営に対する助言及び監督を期待し、独立役員に選任しております。
------	---	---	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

取締役の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能することを意識し、固定報酬としての「基本報酬」と変動報酬としての「賞与」及び「株式報酬」で構成します。

「基本報酬」と「賞与」については、年間報酬枠(使用人給与を含まず年額550百万円以内、うち社外取締役分50百万円以内)において、各取締役の職責及び前年度の会社業績等に基づいて配分支給しております。

「株式報酬」については「基本報酬」の15%～30%程度を標準とし、業績連動報酬部分(50%)と非業績連動部分(50%)に分類します。業績連動報酬部分については、会社業績の達成度等に応じて0%～200%の範囲内で変動し、非業績連動部分については、各取締役の職責等に応じて累積支給します。また、中長期の業績を反映させる観点及び株主視点での経営意識を高める観点から、取締役への株式報酬の支給時期については退任後としております。なお、取締役の在任期間中において会社に損害が及ぶような重大な不適切行為があったと判断される場合には、株式報酬の支給を制限することがあります。

なお、業務執行から独立した立場である社外取締役及び監査役の報酬については、「基本報酬」のみで構成されます。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

2019年3月期、取締役に支払った報酬等 17名 258百万円(内、社外取締役 2名 12百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	更新	あり
----------------------	----	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

< 役員報酬の基本方針 >

当社の取締役報酬制度は、以下を基本方針としています。

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するものであること。

取締役にとって会社業績の目標達成を動機づける業績連動性の高い報酬制度であること。

株主との利害共有や株主視点での経営意識を高めるものであること。

報酬の決定プロセスは客観的で透明性の高いものであること。

< 報酬水準の考え方 >

取締役の報酬水準については、外部の調査機関による役員報酬に関するデータベース等を参考に、当社の経営環境や各取締役の職責等を考慮した水準としています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の専従スタッフは配属しておりませんが、総務部が窓口となり、必要に応じサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。そのほか、常務会・経営委員会を設置し、業務執行における意思決定の迅速化に努めております。

取締役会は、社外取締役2名を含む全取締役13名で構成され、毎月1回の定期開催の取締役会のほか必要に応じ、常務会・経営委員会を開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、代表取締役及び業務担当取締役の業務執行状況の監督を行っております。

また、社外役員が過半数を占める任意の指名報酬委員会を設置し、指名・報酬に関する事項等について議論の上、必要に応じて取締役会に答申を行っております。

監査役会は、社外監査役2名を含む4名で構成され、監査の方針・計画・方法、その他監査に関する重要な事項についての意思決定を行っております。監査役は、取締役会や常務会等に出席するなど取締役の業務執行の状況を客観的な立場から監査しております。

リスク管理の体制として、主として取締役で構成されるリスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、事業活動を取り巻くリスクの評価や分析を含めて検討し、迅速な対応の決定を行っております。その他、PL委員会、債権保全委員会を設置し、リスク管理の徹底を図っております。

グループ会社管理の体制につきましては、「グループ会社管理規程」に基づき、重要案件は経営委員会で協議、決定するとともに、各グループ会社の経営状況を適時・的確に把握するため、グループ会社社長を招集した経営委員会を定期的に開催しております。また、内部監査室は、子会社に対する監査を実施し、グループ経営に対応したモニタリングも実施しております。

内部統制機能の充実を図るため、通常の業務執行部門より独立した内部監査室(7名)を設置し、社内各事業所及びグループ会社を対象に金融商品取引法第24条の4の4に定める財務報告の信頼性に関する内部評価を実施しております。

また、会計監査人はEY新日本有限責任監査法人に依頼し、会計監査及び内部統制監査の環境整備を図っております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、指定有限責任社員鈴木達也氏及び指定有限責任社員川岸貴浩氏であり、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他12名であります。

なお、当社は、複数の法律事務所と顧問契約を結び、法律関係の適切なアドバイスを受ける体制をとっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、独立の機関である監査役による監査機能の発揮がコーポレート・ガバナンスの充実において有効であると判断し、監査役会設置会社形態を採用しております。また、意思決定の透明性・公正性を確保しつつ、迅速・果断な意思決定を行うため、独立社外取締役を選任することにより取締役会の監督機能を強化しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	開催日の3週間前に当社及び東京証券取引所のホームページ上で招集通知を開示し、その翌々日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様に出席していただけるよう、集中日を回避しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳版については、2019年6月の定時株主総会より公表しています。
その他	株主総会当日は、総会会場にて開始までの間、会社紹介ビデオを放映するとともに、終了後は、ショールームにおいて商品説明会を行うなど、当社の理解をより深めていただくようにしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1～2回、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書及び四半期報告書、その他適時開示資料を当社ホームページ(https://www.hochiki.co.jp/ir/library/)に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関しては、経営企画室で担当しており、個人、機関投資家からのお問い合わせ、インタビュー、会社訪問等に対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念に下記を定め、その立場の尊重に努めております。 一、人々に安全を(災害の防止をととして人命と財産の保護に貢献する。) 一、社会に価値を(社会に価値ある商品とサービスを提供する。) 一、企業をとりまく人々に幸福を(従業員と株主、協力者および地域社会の人々に豊かな生活と生き甲斐のある場を提供する。)
環境保全活動、CSR活動等の実施	町田事業所・宮城事業所において、ISO-14001認証を取得しております。 宮城事業場に「風力発電設備」と「太陽光発電設備」を設置しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	内部情報管理及び内部者取引管理規程を定め、内部情報の管理を徹底するとともに、適時適切な開示に努め、経営の透明性に努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当事業の適正性を確保するための体制(内部統制システムという)構築を図るため、会社法第362条第5項に基づき、「内部統制システム構築の基本方針」を制定する。

経営トップ以下全役職員は、実効性のある内部統制システムの構築に努め、常にこれを見直し体制整備を図る。

- (1)取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a) 取締役会は、「ホーチキグループのコンプライアンス方針」を定め、経営理念のもと、法令・社会的規範・倫理を踏まえ、役職員一人ひとりが、誠実で公正な行動を行うための指針とし、法令遵守を徹底する。
 - b) コンプライアンス体制の維持・向上を図るため、リスク管理・コンプライアンス担当取締役を委員長とする「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する年間計画(重点方針等)を審議し、実施状況を含め取締役会に報告する。
 - c) リスク統轄部所をはじめ各本部は規程整備や教育研修等の諸施策を推進する。
 - d) 社内外に受付窓口を持たせた「ホットライン制度(内部通報制度)」を設置し、通報者の保護に留意してコンプライアンスに関する事案の早期発見と解決を図る。
 - e) 社長直轄の内部監査室が各部所の法令・社内規程等の遵守状況を監査する。
 - f) 金融商品取引法その他の法令に基づき、財務報告が適正に作成されるための体制を整備し、運用する。
 - g) 反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対し会社として毅然とした態度で対応する。
- (2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a) 取締役会議事録、稟議書その他その職務の執行に係る情報に関する「文書管理規程」を定め、その社内規程の定めるところに従い適正に保存し、管理する。
 - b) 各取締役及び各監査役の要求があるときは、これを閲覧に供する。
- (3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a) 取締役会は、「ホーチキグループのリスク管理方針」を定める。
 - b) 「リスク管理・コンプライアンス委員会」は、経営に重大な影響を及ぼすリスクの調査・分析・評価を行い年度ごとに「重点管理リスク」を審議し、実施状況を含め取締役会に報告を行う。
 - c) リスク統轄部所をはじめ各本部はリスクを予防・軽減するための諸施策を推進し、各本部の長は、「内部統制全般に関するリスク管理の状況」について、定期的にリスク管理・コンプライアンス委員会並びに取締役会に報告する。
 - d) 取締役会は、「危機管理規程」を定め、重大な災害・事故等が発生しリスク管理・コンプライアンス担当取締役が緊急事態と判断した場合には、代表取締役社長執行役員は対策本部の設置など、通常業務へ復帰するための必要な措置を実施する。
- (4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a) 社内規程を整備して、職務権限と意思決定の手順を明確化し、効率的な事後の検証を可能とさせ、適正に職務が行われる体制を維持推進する。
 - b) 業務執行に関する重要事項については、取締役で構成する常務会において審議し、社内規程に基づき取締役会または経営委員会で決議する。
 - c) 取締役会は、ホーチキグループの経営計画を決議し、経営方針並びに経営目標を明確にする。
 - d) 取締役会は、経営計画を具体化するために年度予算を承認し、四半期毎に進捗の報告を受ける。
- (5)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a) 取締役会は「グループ会社管理規程」を定め、担当本部によるグループ会社の業務管理の実施やグループ会社社長を招集した定期的な経営委員会の開催など、グループ会社の経営内容を適時、的確に把握し、緊密な連携をとるとともに重要案件につき協議・決定する体制とする。
 - b) 当社は役職員を取締役として重要なグループ会社に派遣し、グループ会社の取締役の職務執行及び、事業全般に対して監督を行う。また、グループ会社取締役は内部統制に関する重要な事項を定期的に当社経営委員会及びグループ会社の取締役会に報告し、コンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに担当本部を通じリスク管理・コンプライアンス委員会に報告する体制とする。
 - c) グループ会社は「ホーチキグループのコンプライアンス方針」、「ホーチキグループのリスク管理方針」等を共有し、周知徹底と体制整備に努める。
 - d) グループ会社は金融商品取引法その他の法令に基づく財務報告体制の整備・運用を行い、当社は必要な監査を行う。さらに、海外現地法人は現地の会計制度や法規制等に対応するため、財務報告体制はじめ適切な体制の整備・構築に努める。
 - e) グループ会社はその規模と目的に応じた職務権限規程等と業務執行体制を整備し、ホーチキグループの経営計画に沿った経営方針及び経営目標による経営を推進する。
- (6)監査役の職務を補助すべき使用人、その使用人の独立性、及び使用人に対する指示の実効性に関する事項
 - a) 監査役の要請があった場合、監査役の職務を補佐するスタッフを配置する。
 - b) 当該スタッフの人事については監査役の同意を得るものとする。
 - c) 監査役スタッフは当該スタッフ業務の遂行に際し取締役の業務執行とは独立し、監査役の指揮命令下で業務を遂行する。
- (7)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 - a) 当社役職員は、当社及びグループ会社に重大な損失を及ぼすおそれのある事実、役職員による違法または不正な行為を認識したときは、監査役に報告する。
 - b) 当社及びグループ会社の役職員は、監査役からのヒアリングまたは調査依頼に対し、協力するものとする。
 - c) 監査役は、内部監査室及びリスク統轄部所、並びにグループ会社監査役から定期または随時に法令遵守とリスク管理の整備・運営状況について報告を受ける。
 - d) 当社は、監査役へ報告を行った当社及びグループ会社の役職員に対して、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行わない。
- (8)監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - a) 当社は、監査役または監査役会の職務の遂行に必要な費用はその請求に応じて支払う。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a) 代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査室及び会計監査人との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- b) 監査役は、取締役会をはじめ常務会・経営委員会など重要会議に出席し、意見を述べる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向け、コンプライアンスの基本方針である「ホーチキグループコンプライアンス行動規範・行動指針」に社会的秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決することを取締役会で決議したうえで宣言しており、総務部を統轄部署とし事案により関係部所と協議のうえ、対応する体制としております。

また、平素から警視庁管内特殊暴力防止対策連合会や暴力追放運動推進センター及び警察署刑事組織犯罪対策課と連携し、反社会勢力に対する体制を整備するとともに、情報の収集、管理や対応マニュアルを作成する他、ビデオ等を活用した研修を行うなど周知を図り意識の向上に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

「会社の支配に関する基本方針」

当社は、「会社の支配に関する基本方針」について、以下のとおり決定しております。

(1) 会社の支配に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様より、自由で活発な取引をいただいております。よって、当社の財務及び事業の方針を支配する者の在り方についても、当社株式の自由な取引により決定されることを基本としております。したがって、大規模買付提案やこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の意思により判断されるべきであると考えております。

一方、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、経営の基本理念、企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。したがって、企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案やこれに類似する行為を行うは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えております。

なお、大規模買付提案やこれに類似する行為があった場合には、直ちに情報の収集に努め、当該行為が当社に与える影響を分析し、基本方針に照らして不適切な者と判断した場合には、最も適切な措置をとってまいります。また、必要に応じ当社の考え、意見等を株主の皆様の判断材料となるよう開示いたします。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社では、当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させることにより、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、下記a)の基本方針のもとに下記b)の施策を実施しております。

a) 当社の経営の基本方針

当社は、1918年の創業以来、「皆様の大切な人命や財産を火災からお守りする」という大きな使命のもと、製品やシステムの研究開発・製造から販売・施工・保守に至るまで一貫して火災防災に取組んでまいりました。また今日では、防災で培った技術・ノウハウを核としてセキュリティシステムや情報通信分野へとその事業の裾野を広げており、これらを融合し、さらに私たちの暮らしの基盤である一般住宅（家庭用防災）へも事業を拡大し、総合防災企業としてさらなる安心・安全・快適・利便の提供に邁進する所存であります。

このような背景のもと、当社は、「災害の防止を通じ人命と財産の保護に貢献する」ことを基軸とし、社会のニーズに適合した価値ある商品とサービスを提供するとともに、お客様、株主、取引先、その他地域社会の人々及び従業員に豊かな生活と生き甲斐のある場を提供する一方、地球環境の保全に配慮して活動することを経営の基本方針としております。

b) 中長期的な企業価値向上のための取組み

当社は、長期ビジョンのもと、経営理念である「人々に安全を」「社会に価値を」「企業をとりまく人々に幸福を」を真に実践できる企業集団となることを目指し、グローバルに発展していくために自らを変革し、変化の激しい市場環境を乗り越えてまいります。

引き続き、国内における営業・施工力、メンテ・サービス力に基づく収益基盤強化を中核に置き、その収益力を源泉に「メーカー力の強化」「海外事業の強化」「働きがいのある会社の実現」に向けた変革に挑み、グループ全体としての財務戦略の強化に努め、収益性と資産効率の向上を目指し、利益の最大化に取組んでまいります。また、リスク管理体制の強化に努め、企業の社会的責任を果たしてまいります。

当社は、これらの取組みとともに株主の皆様をはじめお客様、取引先、従業員等ステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、中長期にわたる企業価値の安定的な向上を目指してまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

上記のとおり中長期的な企業価値及び株主共同の利益の向上を目指し当社の経営にあたってまいります。そのためには、株主様をはじめお客様、取引先、従業員等ステークホルダーとの間に十分な理解と協力関係を構築することが不可欠であります。当社は、平素より適正な企業運営や適切な情報の開示に努め、当社のより良き理解者としての株主の皆様を増やしていくことに取組んでまいります。

(4) 当該取組みが基本方針に沿い、当社の企業価値及び株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当該取組みは、大規模買付提案やこれに類似する行為がなされた際に、当該買付け等に応じるべきか否かの判断材料となるよう、平素より適正な企業運営や適切な情報の開示に努めるものであります。その最終的な判断が、株主の皆様の意思に委ねられていることから、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという目的に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社は、内部情報の管理及び当社役員並びに従業員の当社「株式等」の取引に関する行動基準を定め、証券取引法に違反する内部者取引を未然に防止する事を目的とする「内部情報管理及び内部者取引管理規程」を制定し、諸法令等の改正に合わせ順次改訂しております。重要な内部情報の社内管理、証券取引所への対応及び内部情報の適時開示の管理責任者として「管理本部長」を情報取扱責任者とし、内部情報は、情報取扱責任者に報告される体制となっております。

上掲の体制の下、集められた内部情報が諸法令等で定める重要な事実該当するか否かを、情報取扱責任者の管理下において、経理部、総務部及び内部監査室が外部機関等と連携し判断しております。

重要な内部情報は発生後遅滞なく公表するものとし、具体的な内容及び時期は、取締役会等の決議・承認の上、決定しております。但し、緊急に開示を要する重要事項が発生した場合、代表取締役が速やかにこれを決定しております。

重要な内部情報の公表については、情報取扱責任者が行う事としております。

公表した適時開示資料については、当社のホームページに掲載する等、ディスクロージャーに努めております。

